

全 員 協 議 会

令和8年6月15日（月）

○ 議 題

1. 工事請負契約の締結について（資料No.1） 「管財課」
2. 農業委員会委員の任命について（資料No.2） 「農林水産課」
3. 専決処分報告について（資料No.3） 「農林水産課」
 - ・ 損害賠償額の決定
4. 予算繰越の報告について
 - ・ 一般会計 （資料No.4-1、4-2） 「財政課」
 - ・ 水道事業会計（資料No.4-3） 「水道課」
 - ・ 下水道事業会計（資料No.4-4） 「下水道課」
5. 専決処分報告について（条例）（資料No.5-1～5-4） 「総務課」 「税務課」
 - ・ 江津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について 外3件
6. 専決処分報告について（予算）（資料No.6） 「財政課」
 - ・ 令和7年度 一般会計補正予算（第10号）
7. 専決処分報告について（同意）（資料No.7） 「人事課」
 - ・ 固定資産評価員の選任
8. 条例議案について（資料No.8） 「総務課」
 - ・ 出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について 外1件
9. 特定事業契約の締結について（資料No.9） 「政策企画課」
10. 令和8年度補正予算（一般会計）の概要について（資料No.10） 「財政課」
11. 江津市国民健康保険の令和8年度保険料率について（資料No.11） 「保険年金課」

工事請負契約の締結について（仮契約）

1. 契約の目的	江津市立青陵小学校（校舎棟）建設に伴う建築主体工事
(1) 契約の方法	一般競争入札（特別共同企業体）
(2) 契約金額	2, 197, 800, 000円（税込） （うち消費税及び地方消費税の額 199,800,000円）
(3) 契約の相手方 （構成員）	今井産業・原工務所特別共同企業体 代表者 住 所：江津市桜江町川戸472番地1 名 称：今井産業株式会社 代表者名：代表取締役 今井 久師 (構成員)住 所：江津市敬川町1306番地3 名 称：株式会社原工務所 代表者名：代表取締役 原 諭
(4) 仮契約締結日	令和8年6月1日
(5) 工 期	契約を成立させる意思表示を通知した日の翌日から 令和10年1月31日まで
(6) 工 事 場 所	江津市二宮町神主地内
(7) 工 事 概 要	・ 建築一式工事 【工事概要】 建築主体工事、昇降機設備工事、外構工事 【施設概要】 校舎棟 鉄筋コンクリート造3階建て （延床面積 6,392.99 m ² ）

2. 契約の目的	江津市立青陵小学校(校舎棟)建設に伴う機械設備工事
(1) 契約の方法	簡易型一般競争入札(特別共同企業体)
(2) 契約金額	410,850,000円(税込) (うち消費税及び地方消費税の額 37,350,000円)
(3) 契約の相手方 (構成員)	山陰クボタ・電設サービス特別共同企業体 代表者 住 所: 江津市敬川町3003番地1 名 称: 山陰クボタ水道用材株式会社 江津営業所 代表者名: 所長 野原 雅広 (構成員) 住 所: 江津市都野津町2365番9 名 称: 株式会社電設サービス江津営業所 代表者名: 所長 大畑 浩
(4) 仮契約締結日	令和8年6月1日
(5) 工 期	契約を成立させる意思表示を通知した日の翌日から 令和10年1月31日まで
(6) 工事場所	江津市二宮町神主地内
(7) 工事概要	機械設備工事一式 【工事概要】 空気調和設備、換気設備、衛生器具設備、給水設備、排水設備、消火設備、ガス設備、給湯設備 【施設概要】 校舎棟 鉄筋コンクリート造3階建て (延床面積 6,392.99 m ²)

3. 契約の目的	江津市立青陵小学校（屋内運動場）建設に伴う建築 主体工事
(1) 契約の方法	一般競争入札（特別共同企業体）
(2) 契約金額	773,300,000円（税込） （うち消費税及び地方消費税の額 70,300,000円）
(3) 契約の相手方 （構成員）	永井建設・江津土建特別共同企業体 代表者 住 所：江津市江津町1345番1 名 称：永井建設株式会社 代表者名：代表取締役 永井 武彦 (構成員) 住 所：江津市江津町1333番地 名 称：江津土建株式会社 代表者名：代表取締役 川本匡志
(4) 仮契約締結日	令和8年6月1日
(5) 工 期	契約を成立させる意思表示を通知した日の翌日から 令和9年12月24日まで
(6) 工事場所	江津市二宮町神主地内
(7) 工事概要	・ 建築一式工事 【工事概要】 建築主体工事、外構工事 【施設概要】 屋内運動場 鉄筋コンクリート造（一部鉄骨鉄筋コンクリ ート造、一部鉄骨造）平屋建て（延床面積 1,536.04 m ² ）

4. 契約の目的	江津市立青陵小学校建設に伴う電気設備工事
(1) 契約の方法	一般競争入札（特別共同企業体）
(2) 契約金額	523,600,000円（税込） （うち消費税及び地方消費税の額 47,600,000円）
(3) 契約の相手方 （構成員）	島根電工・電設サービス特別共同企業体 代表者 住 所：江津市嘉久志町2507番7 名 称：島根電工株式会社江津営業所 代表者名：所長 片寄 良 （構成員）住 所：江津市都野津町2365番9 名 称：株式会社電設サービス江津営業所 代表者名：所長 大畑 浩
(4) 仮契約締結日	令和8年6月1日
(5) 工 期	契約を成立させる意思表示を通知した日の翌日から 令和10年1月31日まで
(6) 工事場所	江津市二宮町神主地内
(7) 工事概要	<p>・電気設備工事一式</p> <p>【工事概要】</p> <p>1. 校舎棟 受変電設備、発電設備、電灯コンセント設備、動力設備、構内情報通信網設備、構内交換設備、情報表示装置、映像・音響設備、拡声設備、誘導支援装置、テレビ共同受信設備、防災設備、防犯設備、屋外設備</p> <p>2. 屋内運動場 発電設備、電灯コンセント設備、動力設備、構内情報通信網設備、構内交換設備、情報表示装置、映像・音響設備、拡声設備、誘導支援装置、テレビ共同受信設備、防災設備、防犯設備、屋外設備</p> <p>【施設概要】</p> <p>校 舎 棟 鉄筋コンクリート造3階建て （延床面積 6,392.99 m²）</p> <p>屋内運動場 鉄筋コンクリート造（一部鉄骨鉄筋 コンクリート造、一部鉄骨造）平屋建て （延床面積 1,536.04 m²）</p>

農業委員会委員の任命について

1. 任 期 令和8年7月20日～令和11年7月19日（3年間）
2. 選出の方法 議会の同意を要件とする市長による任命
（農業委員会等に関する法律第8条第1項）
3. 定 数 11人
4. 推薦及び応募数 11人（推薦6人、応募5人）うち新規 4人
5. 候補者名簿

	氏名	年令	住所	備考
推薦を受けた者	たしろ かずあき 田代 和秋			
	きりた つかさ 桐田 司			新規
	たなか かつゆき 田中 克行			
	おおむら ただゆき 大村 理之			
	よこた かずゆき 横田 一幸			新規
	はんだ あきこ 反田 在帰子			新規
応募した者	ささき ひでお 佐々木 英夫			
	にほんぎ しゅんじ 二本木 俊二			
	はらだ かずのり 原田 和徳			
	よこがわ たいち 横川 太一			新規
	ふじい たかこ 藤井 孝子			

6. 新規候補者の詳細

氏名	桐田 司	横田 一幸
年齢		
職業		
経歴		
農業経営の状況		
認定農業者等の該当		
農地利用最適化推進 委員への応募状況		
推薦・応募の別	個人推薦	団体推薦
推薦者		
推薦理由		

氏 名	反田 在帰子	横川 太一
年 齢		
職 業		
経 歴		
農業経営の状況		
認定農業者等の該当		
農地利用最適化推進 委員への応募状況		
推薦・応募の別	個人推薦	応募
推薦者		
推薦理由		

専決処分について

(公用車リース料の支払遅延に係る損害賠償額決定の報告)

1 損害賠償額

550円

2 事件の概要

(1) 相手方

住所 東京都

氏名 リース会社

(2) 発生日

令和8年5月12日

(3) 内容

令和8年4月分の公用車リース料(21,340円)の支払いについて、請求書が未着であると誤認しており、実際には、請求書は到着していたが、確認が行われていなかった。

このため、支払い期限である4月27日を経過し、未払いの状態となった。

5月14日に相手方から催促があり、当該リース料の未払い及び遅延損害金の発生が判明した。

その後、遅延損害金が記載された請求書(5月12日付け)を受領し、その支払い期限が5月18日であったことから、同日、遅延損害金(損害賠償額)550円を含めて支払いを完了した。

3 専決処分日

令和8年5月18日

令和7年度 島根県江津市一般会計繰越明許総括表

全員協議会 資料No.4-1
R8.6.15 財政課

(単位:円)

款	項	事業名	翌年度繰越額	説明
2.総務費	1.総務管理費	普通財産管理費	43,665,000	アスベスト検出施設におけるモニタリング調査の実施にあたり、対象となる施設の確定調査に不測の日数を要し、年度内の完了が困難となったため。
2.総務費	1.総務管理費	自治体情報システム標準化・共通化事業	6,116,000	戸籍附票システムにおける作業が、令和7年度末までは一部機能未実装となり、年度内の完了が困難となったため。
2.総務費	3.戸籍住民基本台帳費	住民基本台帳ネットワークシステム管理費	1,755,000	令和8年度事業執行を想定した国の令和7年度補正予算事業であり、年度内の完了が困難なため。
2.総務費	3.戸籍住民基本台帳費	戸籍電算管理費	1,848,000	令和8年度事業執行を想定した国の令和7年度補正予算事業であり、年度内の完了が困難なため。
2.総務費	3.戸籍住民基本台帳費	コンビニ交付システム管理費	1,078,000	令和8年度事業執行を想定した国の令和7年度補正予算事業であり、年度内の完了が困難なため。
3.民生費	1.社会福祉費	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業	117,760,000	令和8年度事業執行を想定した県の補助事業であり、年度内の完了が困難なため。
3.民生費	2.児童福祉費	物価高対応子育て応援手当給付事業	500,000	新生児等への給付金において、令和8年3月31日までを支給対象としていることから、年度内の完了が困難なため。
4.衛生費	3.上水道費	水道事業会計出資金	43,185,000	水道管路耐震化事業(水道事業会計)における工期の延長により、繰出し基準に基づく出資金の確定に遅延が生じ、年度内の支出が困難となったため。
6.農林水産業費	1.農業費	農業総務費	2,680,000	江津市乾燥調製施設及び桜江荷受場の施設・機械について、実利用を通じて判明した調整や修繕等に係る工法の選定に不測の日数を要し、年度内の完了が困難となったため。
6.農林水産業費	1.農業費	農地有効利用支援事業	2,401,000	湧水箇所の特定による工事範囲の決定において、施工業者及び地元関係者との協議に不測の日数を要し、年度内の完了が困難となったため。
6.農林水産業費	2.林業費	林業専用道開設事業	39,616,000	工事の施行に伴い発生した土質の状況変化に伴う施行能率の低下により不測の日数を要し、年度内の完了が困難となったため。
7.商工費	1.商工費	物価高騰対策費	449,192,000	令和8年度事業執行を想定した国の令和7年度補正予算事業であり、年度内の完了が困難なため。
8.土木費	2.道路橋梁費	通学路整備事業	267,593,178	北新地6号線ほか側溝改良工事において、通行規制に伴う地元との調整に不測の日数を要し、年度内の完了が困難となったため。
8.土木費	2.道路橋梁費	落石対策事業	19,717,186	令和8年度事業執行を想定した国の令和7年度補正予算事業であり、年度内の完了が困難なため。
8.土木費	2.道路橋梁費	道路維持補修事業	40,282,247	舗装補修工事において、通行規制に伴う地元との調整に不測の日数を要し、年度内の完了が困難となったため。
8.土木費	2.道路橋梁費	橋梁長寿命化事業	7,121,849	国土交通省へ工事委託している新江川橋補修において、国施工範囲の施工期間延長に伴い、年度内の完了が困難となったため。
8.土木費	2.道路橋梁費	道路ストック総点検事業	5,240,200	令和8年度事業執行を想定した国の令和7年度補正予算事業であり、年度内の完了が困難なため。
8.土木費	3.河川費	河川維持補修事業	7,409,900	田尻川の修繕において、隣接地権者との施工調整に不測の日数を要し、年度内の完了が困難となったため。
8.土木費	5.都市計画費	狭あい道路拡幅整備事業	5,000,000	市道都野津110号線拡幅工事において、土木資材の納入に不測の日数を要し、年度内の完了が困難となったため。
8.土木費	5.都市計画費	公園施設長寿命化事業	89,535,900	菰沢公園大型遊具の整備において、資材の入手難により不測の日数を要し、年度内の完了が困難となったため。
8.土木費	5.都市計画費	都市下水道管理費	5,261,076	10号都市下水道の樋門修繕において、資材の納期の遅延が生じたため、年度内の完了が困難となったため。
8.土木費	5.都市計画費	東高浜地区密集市街地整備事業	28,104,000	電柱支障移転に不測の日数を要し、年度内の完了が困難となったため。
8.土木費	5.都市計画費	有福温泉地区街なみ環境整備事業	13,569,900	地権者との用地交渉に不測の日数を要し、年度内の完了が困難となったため。
8.土木費	5.都市計画費	防災集団移転促進事業	57,385,927	移転元地の建物解体撤去に不測の日数を要し、年度内の完了が困難となったため。
10.教育費	1.教育総務費	事務局費	5,734,326	第3次学校整備再編基本計画の策定について、検討委員会の運営や住民説明会などを周到に行う必要があり、年度内の完了が困難となったため。
10.教育費	2.小学校費	仮称西部統合小学校建設事業	208,610,300	仮称西部統合小学校建設事業関連工事について、当初想定しなかった学校及び近隣住民等との調整等に不測の日数を要し、年度内の完了が困難となったため。
10.教育費	3.中学校費	中学校管理費	7,519,000	桜江中学校で発見されたアスベストについて、除去方法の検討や学校との工事期間の調整に不測の日数を要し、年度内の完了が困難となったため。
10.教育費	4.社会教育費	水の国管理費	5,890,000	誘導看板撤去等工事において、当初把握していた工事内容から変更が生じ、年度内の完了が困難となったため。
11.災害復旧費	2.公共土木施設災害復旧費	現年発生公共土木施設災害復旧事業(道路)	9,961,200	令和7年9月災害の市道御幸通り線石積み修繕において、通行規制に伴う地元との調整に不測の日数を要し、年度内の完了が困難となったため。
11.災害復旧費	2.公共土木施設災害復旧費	現年発生公共土木施設災害復旧事業(公園)	8,383,404	菰沢公園湖畔園路の復旧工事に係る災害査定に不測の日数を要し、年度内の完了が困難となったため。
11.災害復旧費	3.その他公共施設災害復旧費	現年発生その他公共土木施設災害復旧事業	11,956,000	市有地の復旧工事において、地元墓地管理組合が管理する区域内に所在する墓地の所有者との移転に係る協議に日数を要し、年度内の完了が困難となったため。
合 計			1,514,071,593	

令和7年度 島根県江津市一般会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	令和7年度継続費予算現額			支出済額 及び支出 見込額	残 額	翌年度 通次 繰越額	左の財源内訳				説 明
				予算計上額	前年度通 次繰越額	計				繰越金	特定財源			
											国県支出金	地方債	その他	
3.	1.	高齢者福祉施設 等整備事業	円 203,027,000	円 82,000,000	円 0	円 82,000,000	円 67,760,000	円 14,240,000	円 14,240,000	円 40,000	円 0	円 14,200,000	円 0	予算未執行額について、翌年度へ 通次繰越をするもの
合 計			203,027,000	82,000,000	0	82,000,000	67,760,000	14,240,000	14,240,000	40,000	0	14,200,000	0	

令和7年度島根県江津市水道事業会計予算繰越計算書

全員協議会 資料No.4-3
R8.6.15 水道課

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予 算 計 上 額	支 払 義 務 発 生 額	翌 年 度 繰 越 額	左 の 財 源 内 訳						不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説 明
						国 庫 補 助 金	企 業 債	他 会 計 負 担 金	他 会 計 出 資 金	工 負 担 事 金	自 己 財 源			
1. 資本的支出	1. 建設改良費	送配水施設整備費	円 278,219,000	円 117,298,158	円 160,917,000	円 0	円 64,100,000	円 3,470,000	円 43,185,000	円 43,330,000	円 6,832,000	円 3,842	円 0	関係機関との協議に不測の日数を要し、業務発注に遅れが生じたため。
計			278,219,000	117,298,158	160,917,000	0	64,100,000	3,470,000	43,185,000	43,330,000	6,832,000	3,842	0	

令和7年度島根県江津市下水道事業会計予算繰越計算書

全員協議会 資料No. 4-4
R8.6.15 下水道課

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予 算 計上額	支 払 義務 発生額	翌 年 度 繰 越 額	左 の 財 源 内 訳					不 用 額	説 明
						国 補 助 金	企 業 債	一 般 会 計 負 担 金	工 負 担 事 金	自 己 財 源		
1. 資本的 支 出	1. 建 設 改 良 費	公共下水道 施設整備費	円 417,507,000	円 337,320,147	円 80,016,650	円 34,817,587	円 37,300,000	円 0	円 4,000,834	円 3,898,229	円 170,203	現地土質条件による工法変更 に係る検討・照査に伴い工期 を変更したため
計			417,507,000	337,320,147	80,016,650	34,817,587	37,300,000	0	4,000,834	3,898,229	170,203	

条 例 名	江津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例	区分	一部改正
制定の理由	非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、所要の改正を行う。		
条例の内容	<ul style="list-style-type: none"> ○消防作業従事者等の補償基礎額の改定（第5条第2項） ○扶養に係る補償基礎額の加算額の改定（第5条第2項） ○非常勤消防団員及び非常勤水防団員に係る補償基礎額の改定（別表） 		
施行期日	令和8年4月1日		
関連例規等			
備 考	令和8年3月30日専決処分		

江津市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年江津市条例第367号）新旧対照表

改正前（旧）	改正後（新）
<p>（補償基礎額）</p> <p>第5条 〔略〕</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>（1） 〔略〕</p> <p>（2） 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、<u>9,700円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、<u>14,500円</u>を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員若しくは消防作業従事者等（以下「非常勤消防団員等」という。）の事故発生日において、他の生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けているものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養</p>	<p>（補償基礎額）</p> <p>第5条 〔略〕</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>（1） 〔略〕</p> <p>（2） 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、<u>10,000円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、<u>15,000円</u>を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員若しくは消防作業従事者等（以下「非常勤消防団員等」という。）の事故発生日において、他の生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けているものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養</p>

親族については1人につき100円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき383円を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。

(1) 配偶者（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）

- (2) [略]
- (3) [略]
- (4) [略]
- (5) [略]
- (6) [略]

4 [略]

第6条～第28条 [略]

別表（第5条関係）

補償基礎額表

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
団長及び副団長	円 12,900	円 13,700	円 14,500

親族については1人につき433円を、第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。

[削る]

- (1) [略]
- (2) [略]
- (3) [略]
- (4) [略]
- (5) [略]

4 [略]

第6条～第28条 [略]

別表（第5条関係）

補償基礎額表

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
団長及び副団長	円 13,340	円 14,170	円 15,000

分団長及び副分団長	<u>11,300</u>	<u>12,100</u>	<u>12,900</u>	分団長及び副分団長	<u>11,670</u>	<u>12,500</u>	<u>13,340</u>
部長、班長及び団員	<u>9,700</u>	<u>10,500</u>	<u>11,300</u>	部長、班長及び団員	<u>10,000</u>	<u>10,840</u>	<u>11,670</u>
備考 〔略〕				備考 〔略〕			

条 例 名	江津市税条例の一部を改正する条例	区分	一部改正
制定の理由	地方税法の改正に伴い、所要の改正を行う。		
条例の内容	<p>○個人市民税</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅ローン控除の適用期間の延長 住宅ローン控除の適用期間を5年間（平成21年から令和7年までを平成21年から令和12年まで）延長する。 <p>○軽自動車税</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境性能割の廃止 環境性能割の廃止に伴い、種別割を軽自動車税に名称変更する。 <p>○固定資産税</p> <ul style="list-style-type: none"> ・免税点の引上げ 家屋の免税点が30万円（現行20万円）、償却資産の免税点が180万円（同150万円）に引き上げられる。 		
施行期日	令和8年4月1日施行		
関連例規等			
備 考	令和8年3月31日専決処分		

江津市税条例（昭和29年江津市条例第41号）新旧対照表

改正前（旧）	改正後（新）
<p>（納税証明事項）</p> <p>第18条の3 地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割____を滞納している場合においてその旨とする。</p> <p>第18条の4 [略]</p> <p>（納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金）</p> <p>第19条 納税者又は特別徴収義務者は、第40条、第46条、第46条の2若しくは第46条の5（第53条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第47条の4第1項（第47条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第48条第1項（法第321条の8第34項及び第35項の申告書に係る部分を除く。）、第53条の7、第67条、<u>第81条の6第1項</u>、第83条第2項、第98条第1項若しくは第2項、第102条第2項、第105条、第139条第1項又は第145条第3項に規定する納期限後にその</p>	<p>（納税証明事項）</p> <p>第18条の3 地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により<u>軽自動車税</u>を滞納している場合においてその旨とする。</p> <p>第18条の4 [略]</p> <p>（納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金）</p> <p>第19条 納税者又は特別徴収義務者は、第40条、第46条、第46条の2若しくは第46条の5（第53条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第47条の4第1項（第47条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第48条第1項（法第321条の8第34項及び第35項の申告書に係る部分を除く。）、第53条の7、第67条_____、第83条第2項、第98条第1項若しくは第2項、第102条第2項、第105条、第139条第1項又は第145条第3項に規定する納期限後にその</p>

税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額にその納期限（納期限の延長のあったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。）の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。

(1) 〔略〕

(2) 第81条の6第1項の申告書、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書に係る税額（第4号に掲げる税額を除く。）当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間

(3) 第81条の6第1項の申告書、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間

(4)～(6) 〔略〕

第20条～第32条 〔略〕

税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額にその納期限（納期限の延長のあったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。）の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。

(1) 〔略〕

(2) _____第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書に係る税額（第4号に掲げる税額を除く。）当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間

(3) _____第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間

(4)～(6) 〔略〕

第20条～第32条 〔略〕

控除を受けようとするものを除く。以下本条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第24条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。

2～10 〔略〕

第36条の3 〔略〕

（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）

第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

（1） 〔略〕

（2） 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該

控除を受けようとするものを除く。以下本条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第24条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。

2～10 〔略〕

第36条の3 〔略〕

（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）

第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

（1） 〔略〕

（2） 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該

当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。）の氏名

(3)・(4) [略]

2～4 [略]

5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第53条の9第3項において同じ。）により提供することができる。

6 [略]

（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当

当するものを除く。次条第1項第2号において同じ。）（合計所得金額が133万円以下であるものに限る

（3）・（4） [略]

2～4 [略]

5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第5項及び第53条の9第3項において同じ。）により提供することができる。

6 [略]

（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）

第36条の3の3 次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を

等に限る。以下この項において同じ。)に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。)若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

- (1) 当該公的年金等支払者の名称
- (2) 特定配偶者の氏名
- (3) 扶養親族又は特定親族の氏名
- (4) その他施行規則で定める事項

經由して、市長に提出しなければならない。

- (1) 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者
- (2) 法の施行地において公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。)の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。次号及び次項第3号において同じ。)(退職手当等(第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。)に係る所得を有する者に限る。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。)若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者
- (3) 法の施行地において公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。)の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者(当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。)であって、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。)若しくは特定親族(合計所得金額が85万円

〔新設〕

2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を経由して提出した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。

3 〔略〕

4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に経

以下であるものに限る。)を有する者

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 公的年金等支払者の名称

(2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨

(3) 特定配偶者の氏名

(4) 扶養親族又は特定親族の氏名

(5) その他施行規則で定める事項

3 第1項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を経由して提出した第1項又は同条第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、第1項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した第1項又は同条第1項の規定による申告書を提出することができる。

4 〔略〕

5 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に経

由すべき公的年金等支払者が令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

第36条の4～第62条の2 [略]

(固定資産税の免税点)

第63条 同一の者についてその者の所有に係る土地、家屋及び償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が土地_____にあっては30万円、家屋にあっては20万円、償却資産にあっては150万円に満たない場合においては、固定資産税を課さない。

第63条の2～第79条 [略]

(軽自動車税の納税義務者等)

由すべき公的年金等支払者が令第48条の9の8_____において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

6 前項の規定の適用がある場合における第4項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

第36条の4～第62条の2 [略]

(固定資産税の免税点)

第63条 同一の者についてその者の所有に係る土地、家屋及び償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が土地又は家屋にあっては30万円_____、償却資産にあっては180万円に満たない場合においては、固定資産税を課さない。

第63条の2～第79条 [略]

(軽自動車税の納税義務者等)

第80条 軽自動車税は、3輪以上の軽自動車に対し、当該3輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。

2 前項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。

3 軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により種別割を課することができない者である場合には、第1項の規定にかかわらず、その使用者に課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、これを課さない。

(軽自動車税のみならず課税)

第81条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「3輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を3輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

3 法第444条第3項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した3輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法第2条第

第80条 軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。

[削る]

2 軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により軽自動車税を課することができない者である場合には、前項の規定にかかわらず、当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、この限りでない。

(軽自動車税のみならず課税)

第81条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を
軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

[削る]

5項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した3輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

4 法の施行地外で3輪以上の軽自動車を取得した者が、当該3輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該3輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

（日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する環境性能割の非課税の範囲）

第81条の2 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、次の各号に該当するものに対しては、環境性能割を課さない。

(1) 救急用のもの

(2) 血液事業の用に供するもの

(3) へき地巡回診療の用に供するもの

(4) 患者の輸送の用に供するもの

(5) 救護資材の運搬の用に供するもの

（環境性能割の課税標準）

第81条の3 環境性能割の課税標準は、3輪以上の軽自動車の取得

〔削る〕

（日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲）

第81条の2 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、救急用に該当するものに対しては、軽自動車税を課さない。

〔削る〕

〔削る〕

〔削る〕

〔削る〕

〔削る〕

〔削る〕

のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。

(環境性能割の税率)

第81条の4 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

[削る]

(1) 法第451条第1項(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の1

(2) 法第451条第2項(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2

(3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3

(環境性能割の徴収の方法)

第81条の5 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

[削る]

(環境性能割の申告納付)

第81条の6 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる3輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

[削る]

2 3輪以上の軽自動車の取得者(環境性能割の納税義務者を除く。)は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を市

長に提出しなければならない。

(環境性能割に係る不申告等に関する過料)

第81条の7 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

[削る]

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

(環境性能割の減免)

第81条の8 市長は、公益のため直接専用する3輪以上の軽自動車又は第90条第1項各号に掲げる軽自動車等（3輪以上のものに限る。）のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。

[削る]

2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、この条例に定めるもののほか、市長が別に定める。

(環境性能割の課税免除)

第81条の9 市長は、公益のため直接専用する3輪以上の軽自動車のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割の課税を免除する。

[削る]

2 前項の規定による環境性能割の課税免除を受けるための手続その他必要な事項については、この条例に定めるもののほか、市長が別

に定める。

(日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する種別割の非課税の範囲)

第81条の10 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、次に掲げるものに対しては、種別割を課さない。

(1) 救急用のもの

(種別割____の税率)

第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割____の税率は、1台についてそれぞれ当該各号に定める額とする。

(1)～(3) [略]

(種別割____の賦課期日及び納期)

第83条 種別割____の賦課期日は、4月1日とする。

2 種別割____の納期は、5月11日から同月31日までとする。

第84条 [略]

(種別割____の徴収の方法)

第85条 種別割____は、普通徴収の方法によって徴収する。

第86条 [略]

[削る]

(軽自動車税の税率)

第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する軽自動車税の税率は、1台についてそれぞれ当該各号に定める額とする。

(1)～(3) [略]

(軽自動車税の賦課期日及び納期)

第83条 軽自動車税の賦課期日は、4月1日とする。

2 軽自動車税の納期は、5月11日から同月31日までとする。

第84条 [略]

(軽自動車税の徴収の方法)

第85条 軽自動車税は、普通徴収の方法によって徴収する。

第86条 [略]

(種別割____に関する申告又は報告)

第87条 種別割____の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者(以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。)

は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4の2様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を市長に提出しなければならない。

2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があった場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があった事項について軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者については施行規則第33号の4の2様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者については施行規則第33号の5様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。

3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者については施行規則第33号の4の2様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者につ

(軽自動車税に関する申告又は報告)

第87条 軽自動車税の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者(以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。)

は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4様式____による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を市長に提出しなければならない。

2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があった場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があった事項について軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者については施行規則第33号の4様式____による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者については施行規則第33号の5様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。

3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者については施行規則第33号の4様式____による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者につ

いては施行規則第34号様式による申告書を市長に提出しなければならない。

4 〔略〕

(種別割____に係る不申告等に関する過料)

第88条 〔略〕

(種別割____の減免)

第89条 市長は、公益のため直接専用する軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、種別割____を減免する。

2 前項の規定によって種別割____の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

(1)～(8) 〔略〕

3 第1項の規定によって種別割____の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(身体障害者等に対する種別割____の減免)

第90条 市長は、次の各号に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、種別割____を減免する。

(1)・(2) 〔略〕

2 前項第1号の規定によって種別割____の減免を受けようとする者

いては施行規則第34号様式による申告書を市長に提出しなければならない。

4 〔略〕

(軽自動車税に係る不申告等に関する過料)

第88条 〔略〕

(軽自動車税の減免)

第89条 市長は、公益のため直接専用する軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、軽自動車税を減免する。

2 前項の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

(1)～(8) 〔略〕

3 第1項の規定によって軽自動車税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(身体障害者等に対する軽自動車税の減免)

第90条 市長は、次の各号に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、軽自動車税を減免する。

(1)・(2) 〔略〕

2 前項第1号の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者

は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者等若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1)～(6) 〔略〕

3 〔略〕

は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者等若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1)～(6) 〔略〕

3 〔略〕

4 第1項第2号の規定によって種別割____の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示（市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

5 前条第3項の規定は、第1項の規定によって種別割____の減免を受けている者について準用する。

（原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等）

第91条 〔略〕

2 法第445条若しくは第81条の2又は第80条第3項ただし書の規定によって種別割____を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が市内に所在することとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に市長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。種別割____を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第445条若しくは第81条の2又は第80条第3項ただし書の規定によって種別割____を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また同様とする。

3～6 〔略〕

7 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動

4 第1項第2号の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示（市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

5 前条第3項の規定は、第1項の規定によって軽自動車税の減免を受けている者について準用する。

（原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等）

第91条 〔略〕

2 法第445条若しくは第81条の2又は第80条第2項ただし書の規定によって軽自動車税を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が市内に所在することとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に市長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。軽自動車税を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第445条若しくは第81条の2又は第80条第2項ただし書の規定によって軽自動車税を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また同様とする。

3～6 〔略〕

7 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動

機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が市内に所在しないこととなったとき、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有し若しくは使用しないこととなったとき、又は当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に対して種別割 _____ が課されることとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。

8・9 [略]

第92条～第151条 [略]

附 則

第1条～第5条の2 [略]

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第6条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が市内に所在しないこととなったとき、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有し若しくは使用しないこととなったとき、又は当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に対して軽自動車税が課されることとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。

8・9 [略]

第92条～第151条 [略]

附 則

第1条～第5条の2 [略]

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第6条 平成30年度以後 _____ の各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

第7条～第7条の2 [略]

(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)

第7条の3 平成20年度から平成28年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（同法第41条第1項に規定する居住年（次条において「居住年」という。）が平成11年から平成18年までの各年である場合に限る。）においては、法附則第5条の4第6項に規定するところにより控除すべき額（第3項において「市民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。）を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第34条の8及び第34条の9第1項の規定の適用については、第34条の8中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第7条の3第1項」と、同項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第7条の3第1項」とする。

3 第1項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が、当該年度の初日の属する年の3月15日までに、施行規則で定めるところにより、同項の規定の適用を受けようとする旨及び市民税の住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項を記載した市民税住宅借入金等特別税額控除申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。）を、市長に提出した

第7条～第7条の2 [略]

[削る]

場合（法附則第5条の4第9項の規定により税務署長を経由して提出した場合を含む。）に限り、適用する。

第7条の3の2 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第34条の8及び第34条の9第1項の規定の適用については、第34条の8中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第7条の3の2第1項」と、第34条の9第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第7条の3の2第1項」とする。

（寄附金税額控除における特例控除額の特例）

第7条の4 第34条の7の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつ

（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）

第7条の3 平成22年度から令和25年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（同法第41条第1項に規定する居住年が平成21年から令和12年までの各年である場合に限る。）には

、法附則第5条の4第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第34条の8及び第34条の9第1項の規定の適用については、第34条の8中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第7条の3第1項」と、第34条の9第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第7条の3第1項」とする。

（寄附金税額控除における特例控除額の特例）

第7条の4 第34条の7の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつ

て、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第16条の3第1項、附則第16条の4第1項、附則第17条第1項、附則第18条第1項、附則第19条第1項、附則第19条の2第1項又は附則第20条第1項の規定の適用を受けるときは、第34条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。

第7条の5～第7条の8 〔略〕

（肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例）

第8条 昭和57年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。

て、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第16条の3第1項、附則第16条の4第1項、附則第17条第1項、附則第18条第1項、附則第19条第1項、附則第19条の2第1項、附則第19条の3第1項又は附則第20条第1項の規定の適用を受けるときは、第34条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項（法附則第5条の6第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。

第7条の5～第7条の8 〔略〕

（肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例）

第8条 昭和57年度から令和12年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。

2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第33条から第34条の3まで、第34条の6から第34条の8まで、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項、附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とする事ができる。

3 [略]

(個人の市民税の寄附金税額控除に係る申告の特例等)

第9条 [略]

第9条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合（法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。）には、法附則第7条の2第4項_____に規定するところにより控除すべき額を、第34条の7第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

第10条 [略]

2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第33条から第34条の3まで、第34条の6から第34条の8まで、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項_____及び附則第7条の4の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とする事ができる。

3 [略]

(個人の市民税の寄附金税額控除に係る申告の特例等)

第9条 [略]

第9条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合（法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。）には、法附則第7条の2第4項（法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、第34条の7第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

第10条 [略]

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 [略]

2 [略]

3 法附則第15条第14項に規定する市町村の条例で定める割合は5分の3（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第14項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1）とする。

4 法附則第15条第21項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

5 法附則第15条第22項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

6 法附則第15条第22項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

7 法附則第15条第22項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

8 法附則第15条第23項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

9 法附則第15条第23項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

10 法附則第15条第25項第1号イに規定する設備について同号に規定

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 [略]

2 [略]

3 法附則第15条第13項に規定する市町村の条例で定める割合は5分の3（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第13項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1）とする。

4 法附則第15条第20項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

5 法附則第15条第21項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

6 法附則第15条第21項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

7 法附則第15条第21項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

8 法附則第15条第22項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

9 法附則第15条第22項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

10 法附則第15条第24項第1号イに規定する設備について同号に規定

する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

11 法附則第15条第25項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

12 法附則第15条第25項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

13 法附則第15条第25項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

14 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は7分の6とする。

15 法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

16 法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

17 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

18 法附則第15条第25項第4号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

19 法附則第15条第25項第4号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

20 法附則第15条第25項第4号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

11 法附則第15条第24項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

12 法附則第15条第24項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

13 法附則第15条第24項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

14 法附則第15条第24項第2号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は5分の3とする。

15 法附則第15条第24項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

16 法附則第15条第24項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

17 法附則第15条第24項第4号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

〔削る〕

〔削る〕

〔削る〕

21 法附則第15条第28項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

22 法附則第15条第32項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

23 法附則第15条第36項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

24 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

25 法附則第15条第40項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

26 法附則第15条第41項に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

27 [略]

28 [略]

[新設]

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 [略]

2～6 [略]

7 法附則第15条の8第4項の家屋について、同項の規定の適用を受

18 法附則第15条第27項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

19 法附則第15条第31項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

20 法附則第15条第35項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

21 法附則第15条第36項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

22 法附則第15条第39項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

23 法附則第15条第40項に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

24 [略]

25 [略]

26 法附則第15条の11第1項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 [略]

2～6 [略]

7 法附則第15条の8第4項の家屋について、同項の規定の適用を受

けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に令附則第12条第16項に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) 〔略〕

- 8 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) 〔略〕

- 9 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) 〔略〕

(4) 令附則第12条第23項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別

(5) 〔略〕

けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に令附則第12条第17項に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) 〔略〕

- 8 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第20項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) 〔略〕

- 9 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) 〔略〕

(4) 令附則第12条第24項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別

(5) 〔略〕

(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第24項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費

(7) 〔略〕

10 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) 〔略〕

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) 〔略〕

11 〔略〕

12 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) 〔略〕

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第31項

(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第25項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費

(7) 〔略〕

10 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) 〔略〕

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第32項に規定する補助金等

(6) 〔略〕

11 〔略〕

12 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) 〔略〕

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第32項

に規定する補助金等

(6) 〔略〕

13・14 〔略〕

15 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) 〔略〕

16 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である

旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

に規定する補助金等

(6) 〔略〕

13・14 〔略〕

15 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第20項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) 〔略〕

16 法附則第15条の11第1項の改修特別特定建築物について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)・(2) [略]

(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するかの別

(4)～(6) [略]

第11条～第15条 [略]

（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）

第15条の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、県が、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

2 県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が法第446条第1項（同条第2項又は第3項において準用する場合を含む。）又は法第451条第1項若しくは第2項（これらの規定を同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

(1)・(2) [略]

(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。）のいずれに該当するかの別

(4)～(6) [略]

第11条～第15条 [略]

[削る]

3 県知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第15条の4の規定により読み替えられた第81条の6第1項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る3輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。

4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

（軽自動車税の環境性能割の減免の特例）

第15条の3 市長は、当分の間、第81条の8の規定にかかわらず、
県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

[削る]

(軽自動車税の環境性能割の課税免除の特例)

第15条の3の2 市長は、当分の間、第81条の9の規定にかかわらず、県知事が自動車税の環境性能割の課税を免除する自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割の課税を免除する。

[削る]

(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)

第15条の4 第81条の6の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「県知事」とする。

[削る]

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

第15条の5 市は、県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として県に交付する。

[削る]

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第15条の6 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

[削る]

<u>第1号</u>	<u>100分の1</u>	<u>100分の0.5</u>
<u>第2号</u>	<u>100分の2</u>	<u>100分の1</u>
<u>第3号</u>	<u>100分の3</u>	<u>100分の2</u>

2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、当分の間、同号中「100

分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する

車両番号の指定(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

[略]

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

[略]

3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける3輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。)(営業用の乗用のものに限る。)に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自

(軽自動車税_____の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(次項及び第3項_____において「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税_____に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

[略]

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が令和7年4月1日から令和10年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税_____に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

[略]

3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける3輪以上の同項_____に規定するガソリン軽自動車(以下この項_____において「ガソリン軽自動車」という。)(営業用の乗用のものに限る。)に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自

動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア（イ）中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア（ウ）a中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。

4 法附則第30条第4項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア（イ）中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア（ウ）a中「6,900円」とあるのは「5,200円」とする。

（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）

第16条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 市長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第83条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、そ

動車が令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、令和8年度分_____の軽自動車税_____に限り、同条第2号ア（イ）中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア（ウ）a中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。

〔削る〕

（軽自動車税_____の賦課徴収の特例）

第16条の2 市長は、軽自動車税_____の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項又は第3項_____の規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 市長は、納付すべき軽自動車税_____の額について不足額があることを第83条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、そ

の延長された納期限)後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定(第87条及び第88条の規定を除く。)を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

第16条の2の2 [略]

(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)

第16条の3 [略]

2 [略]

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第

の延長された納期限)後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税_____に関する規定(第87条及び第88条の規定を除く。)を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税_____の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

第16条の2の2 [略]

(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)

第16条の3 [略]

2 [略]

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第

7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) 〔略〕

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)

第16条の4 〔略〕

2 〔略〕

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 〔略〕

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則

7条第1項及び附則第7条の3第1項

__の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項

_____中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) 〔略〕

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)

第16条の4 〔略〕

2 〔略〕

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 〔略〕

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項_____
__の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項

第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) [略]

4 [略]

(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第17条 [略]

2 [略]

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と

_____中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) [略]

4 [略]

(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第17条 [略]

2 [略]

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項_____の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項_____中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と

する。

(3)～(5) 〔略〕

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第17条の2 昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)・(2) 〔略〕

2 前項の規定は、昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下

する。

(3)～(5) 〔略〕

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第17条の2 昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)・(2) 〔略〕

2 前項の規定は、昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第6項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下

この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 〔略〕

〔新設〕

第17条の3 〔略〕

この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第12項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 〔略〕

4 第1項(第2項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法(平成15年法律第77号)第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

第17条の3 〔略〕

(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第18条 [略]

2～4 [略]

5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) [略]

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第19条 [略]

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) [略]

(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第18条 [略]

2～4 [略]

5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項_____の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項_____中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) [略]

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第19条 [略]

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) 〔略〕

第19条の2 〔略〕

〔新設〕

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) 〔略〕

第19条の2 〔略〕

(特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第19条の3 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第38条の2第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第33条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及

び雑所得の金額として令附則第18条の6の4で定めるところにより計算した金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（次項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第19条の3第1

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条 [略]

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び

項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条 [略]

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項
の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項
中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び

附則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) [略]

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の2 [略]

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) [略]

3・4 [略]

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによ

附則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) [略]

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の2 [略]

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項及び第7条の3第1項_____の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項及び第7条の3第1項_____中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) [略]

3・4 [略]

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによ

る。

(1) 〔略〕

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) 〔略〕

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の3 〔略〕

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 〔略〕

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは

る。

(1) 〔略〕

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項及び第7条の3第1項_____の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項及び第7条の3第1項_____中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) 〔略〕

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の3 〔略〕

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 〔略〕

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項及び第7条の3第1項_____の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは

「所得割の額及び附則第20条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) [略]

3・4 [略]

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割

「所得割の額及び附則第20条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項及び第7条の3第1項_____中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) [略]

3・4 [略]

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項及び第7条の3第1項_____の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項及び第7条の3第1項_____中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割

の額及び附則第20条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) [略]

6 [略]

の額及び附則第20条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) [略]

6 [略]

江津市税条例及び江津市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（平成26年江津市条例第18号）新旧対照表

改正前（旧）	改正後（新）
<p>附 則 （軽自動車税に関する経過措置）</p> <p>第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の種別割に係る江津市税条例第82条及び附則第16条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>〔略〕</p>	<p>附 則 （軽自動車税に関する経過措置）</p> <p>第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税_____に係る江津市税条例第82条及び附則第16条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>〔略〕</p>

条 例 名	地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例	区分	一部改正
制定の理由	地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令が改正されたことに伴い、所要の改正を行う。		
条例の内容	○減収補填制度を規定している省令のうち、地域再生法第17条の6地方公共団体等を定める省令（平成27年総務省令第73号）に規定する令和8年3月31日に適用期限が到来するものについて、2年間期間を延長する。		
施行期日	令和8年4月1日施行		
関連例規等			
備 考	令和8年3月31日専決処分		

地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例（平成28年江津市条例第9号）新旧対照表

改正前（旧）	改正後（新）
<p>（固定資産税の不均一課税）</p> <p>第2条 省令第1条に規定する公示日（以下「公示日」という。）から令和8年3月31日までの間（本市の区域が当該期間内に当該地方活力向上地域に該当しないこととなる場合には、公示日からその該当しないこととなる日までの期間）に、法第17条の2第3項の規定による地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後3年を経過する日まで（同日までに当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、特別償却設備を新設し、又は増設した者については、当該特別償却設備である機械及び装置、家屋又は構築物並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地（公示日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税の税率は、当該設備を新設し、又は増設した日の属する年の翌年（当該日が1月1日である場合においては、当該日の属する年）の4月1日の属する年度から3年度分について、江津市税条例（昭和29年江津市条例第41号）第62条の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。</p> <p>〔略〕</p>	<p>（固定資産税の不均一課税）</p> <p>第2条 省令第1条に規定する公示日（以下「公示日」という。）から令和10年3月31日までの間（本市の区域が当該期間内に当該地方活力向上地域に該当しないこととなる場合には、公示日からその該当しないこととなる日までの期間）に、法第17条の2第3項の規定による地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後3年を経過する日まで（同日までに当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、特別償却設備を新設し、又は増設した者については、当該特別償却設備である機械及び装置、家屋又は構築物並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地（公示日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税の税率は、当該設備を新設し、又は増設した日の属する年の翌年（当該日が1月1日である場合においては、当該日の属する年）の4月1日の属する年度から3年度分について、江津市税条例（昭和29年江津市条例第41号）第62条の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。</p> <p>〔略〕</p>

条 例 名	江津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例	区分	一部改正
制定の理由	非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、所要の改正を行う。		
条例の内容	○ 消防団員等が公務等により死亡した場合における葬祭補償の定額部分の額を「315,000円」から「330,000円」に改める。		
施行期日	令和8年5月27日		
関連例規等			
備 考	令和8年5月27日専決処分		

江津市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年江津市条例第367号）新旧対照表

改正前（旧）	改正後（新）
<p>（葬祭補償）</p> <p>第18条 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより、死亡した場合においては、市は、葬祭を行う者に対して、葬祭補償として、<u>315,000円</u>に補償基礎額の30倍に相当する金額を加えた金額を支給する。</p>	<p>（葬祭補償）</p> <p>第18条 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより、死亡した場合においては、市は、葬祭を行う者に対して、葬祭補償として、<u>330,000円</u>に補償基礎額の30倍に相当する金額を加えた金額を支給する。</p>

令和7年度

3月31日専決補正予算

予算のあらまし
及び事業概要



令和7年度 江津市補正予算総括表

3月31日専決補正予算

単位:千円

会計別		補正前の額	補正額	補正後計	令和6年度 同期補正後 予算額	比較増減	増減率 (%)
一般会計		19,615,986	47,635	19,663,621	18,754,571	909,050	4.8
特別会計	国民健康保険事業	3,026,120		3,026,120	3,084,528	△ 58,408	△ 1.9
	国民健康保険診療所事業	1,547		1,547	1,627	△ 80	△ 4.9
	後期高齢者医療事業	874,342		874,342	871,350	2,992	0.3
	小計	3,902,009	0	3,902,009	3,957,505	△ 55,496	△ 1.4
合計		23,517,995	47,635	23,565,630	22,712,076	853,554	3.8

令和7年度 一般会計補正予算(第10号)総括表

3月31日専決補正予算

歳 入

単位:千円

款	補正前の額	補正額	補正後計	備 考
1. 市 税	2,824,141		2,824,141	
2. 地方譲与税	170,000	11,842	181,842	
3. 利子割交付金	2,000	3,536	5,536	
4. 配当割交付金	10,000	5,929	15,929	
5. 株式等譲渡所得割交付金	10,000	13,194	23,194	
6. 法人事業税交付金	45,000	2,910	47,910	
7. 地方消費税交付金	530,000	74,074	604,074	
8. 環境性能割交付金	9,000	816	9,816	
9. 地方特例交付金	13,500	△ 938	12,562	
10. 地方交付税	6,670,972	491,171	7,162,143	
11. 交通安全対策特別交付金	2,000		2,000	
12. 分担金及び負担金	95,997	1,905	97,902	
13. 使用料及び手数料	206,923		206,923	
14. 国庫支出金	3,047,978	19,185	3,067,163	
15. 県支出金	1,212,262	126,305	1,338,567	
16. 財産収入	31,234	△ 8,063	23,171	
17. 寄 付 金	623,519	△ 152,811	470,708	
18. 繰 入 金	747,587	△ 500,390	247,197	
19. 繰 越 金	630,740		630,740	
20. 諸 収 入	807,033	△ 33,630	773,403	
21. 市 債	1,926,100	△ 7,400	1,918,700	
歳 入 合 計	19,615,986	47,635	19,663,621	

歳 出

単位:千円

款	補正前の額	補正額	補正後計	備 考
1. 議 会 費	140,669		140,669	
2. 総 務 費	3,393,520	△ 53,966	3,339,554	
3. 民 生 費	5,848,030	117,760	5,965,790	
4. 衛 生 費	1,711,417		1,711,417	
5. 労 働 費	42,976		42,976	
6. 農林水産業費	677,343		677,343	
7. 商 工 費	765,246		765,246	
8. 土 木 費	2,297,785	△ 24,542	2,273,243	
9. 消 防 費	727,729		727,729	
10. 教 育 費	1,905,571	8,383	1,913,954	
11. 災害復旧費	78,216		78,216	
12. 公 債 費	2,017,484		2,017,484	
13. 予 備 費	10,000		10,000	
歳 出 合 計	19,615,986	47,635	19,663,621	

令和7年度 3月31日専決補正予算 歳入の概要

単位:千円

款	補正前	補正額	補正後	歳入の主なもの			
2 地方譲与税	170,000	11,842	181,842	地方揮発油譲与税	4,739	自動車重量譲与税	1,783
				森林環境譲与税	5,320		
3 利子割交付金	2,000	3,536	5,536	利子割交付金	3,536		
4 配当割交付金	10,000	5,929	15,929	配当割交付金	5,929		
5 株式等譲渡所得割交付金	10,000	13,194	23,194	株式等譲渡所得割交付金	13,194		
6 法人事業税交付金	45,000	2,910	47,910	法人事業税交付金	2,910		
7 地方消費税交付金	530,000	74,074	604,074	地方消費税交付金	74,074		
8 環境性能割交付金	9,000	816	9,816	環境性能割交付金	816		
9 地方特例交付金	13,500	△ 938	12,562	地方特例交付金	△ 1,166	新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	228
10 地方交付税	6,670,972	491,171	7,162,143	特別交付税	491,171		
12 分担金及び負担金	95,997	1,905	97,902	最適土地利用総合対策分担金	1,905		
14 国庫支出金	3,047,978	19,185	3,067,163	障害児入所給付費・医療費等負担金	24,447	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	2,213
				社会保障・税番号制度システム整備費補助金	4,680	新しい地方経済・生活環境創生交付金	△ 12,155
15 県支出金	1,212,262	126,305	1,338,567	障がい児入所給付費・医療費等負担金	5,208	島根県低所得世帯緊急支援事業補助金	117,751
				農山漁村地域整備交付金	33,000	森林環境保全整備事業補助金	△ 33,000
				事務処理特例交付金	428	島根県建築基準法施行細則に基づく申請書等事務費	5
				国保財政健全化対策交付金	122	農村等整備推進交付金	39
				福祉医療費助成事業一般事務費交付金	△ 10	防災集団移転促進事業支援交付金	1,934
				地域スポーツクラブ活動体制整備事業委託金	828		
16 財産収入	31,234	△ 8,063	23,171	利子及び配当金	80	財政調整基金運用収入	△ 1,427
				減債基金運用収入	△ 3,763	公共施設等整備管理基金運用収入	△ 636
				地域振興基金運用収入	△ 2,317		
17 寄付金	623,519	△ 152,811	470,708	一般寄付金	100	ふるさとづくり寄付金	△ 205,351
				まち・ひと・しごと創生寄付金	52,440		
18 繰入金	747,587	△ 500,390	247,197	減債基金繰入金	△ 497,814	元気！勇気！感動！ごうつふるさと基金繰入金	△ 28,633
				まち・ひと・しごと創生基金繰入金	26,057		

令和7年度 3月31日専決補正予算 歳入の概要

単位:千円

款	補正前	補正額	補正後	歳入の主なもの			
20 諸収入	807,033	△ 33,630	773,403	江津市奨学金貸付金収入	864	高齢者免許返納促進対策効果実証調査委託金	△ 15,935
				デジタル基盤改革支援補助金	△ 23,143	タクシー利用助成券売上料	△ 8,958
				雇用保険料納付金	9	浜田地区広域行政組合精算金	13,009
				定住促進賃貸住宅建設資金借換返還金	524		
21 市債	1,926,100	△ 7,400	1,918,700	過疎対策事業(ソフト事業)	1,200	地域コミュニティ交流センター整備事業	900
				生活交通バス整備事業	△ 7,600	地場産業振興センター改修事業	5,900
				落石対策事業	1,000	公園施設長寿命化事業	△ 10,800
				石見海浜公園整備事業(県営)	△ 1,800	まち交公園整備事業	4,500
				社会体育施設整備事業	△ 700		
合計		47,635					

令和7年度 3月31日専決補正予算 歳出の概要 (事業別)

単位:千円

目	補正前	補正額	補正後	補正額の財源内訳				
				国庫支出金	県支出金	市債	その他	一般財源
事業名	事業概要							
総務費								
財産管理費	7,000	20,274	27,274				△ 3,763	24,037
減債基金積立金	減債基金積立金							
財産管理費	900	125,553	126,453				△ 636	126,189
公共施設等整備管理基金積立金	公共施設等整備管理基金積立金							
企画費	301,717	△ 102,010	199,707				△ 102,010	
元気！勇気！感動！ ごうつ ふるさと基金積立金	元気！勇気！感動！ごうつ ふるさと基金積立金							
企画費	301,634	△ 103,341	198,293				△ 103,341	
ふるさとづくり寄付金事業	中間事業者業務委託料 △97,195千円、納税フォーム利用料 △6,146千円							
企画費	200	52,441	52,641				52,440	1
まち・ひと・しごと創生基金積立金	まち・ひと・しごと創生基金積立金							
企画費	52,262	△ 5,000	47,262	△ 79			△ 4,921	
地域再生計画推進事業	波子駅PR広告費 △3,000千円、菰沢公園備品取付工事費 △2,000千円							
地域開発費	48,825	△ 20,000	28,825				△ 24,893	4,893
地域公共交通推進事業	タクシーチケット販売業務委託料							
情報システム費	242,798	△ 21,065	221,733				△ 20,111	△ 954
自治体情報システム標準化・共通化事業	データセンター利用料							
民生費								
社会福祉総務費		117,760	117,760	117,751			9	
住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業	会計年度任用職員人件費等 3,071千円、システム構築業務委託料 4,351千円、通信運搬費 1,909千円、交付金(臨時特別給付金 1世帯あたり3万円) 108,000千円、事務費等 429千円							
土木費								
都市公園管理費	47,581	△ 24,542	23,039	△ 12,076		△ 6,300		△ 6,166
都市公園改修整備事業	工事請負費(菰沢公園大型遊具広場休憩施設、菰沢公園オートキャンプ場個別サイト)							
教育費								
学校管理費	90,897	7,519	98,416		828			6,691
中学校管理費	桜江中学校アスベスト除去工事費							

令和7年度 3月31日専決補正予算 市債の内訳

単位:千円

節名称	市債の内訳				予算額の内訳											
	説明名称	市債分類番号	補正前	補正額	補正後	1.公共事業等	3-1.災害復旧・単独	3-2.災害復旧・補助	4.一般補助施設整備等	5.一般単独(5-3~6は内書き)				6.辺地対策	7.過疎対策	8.水道事業債(一般会計出資債)
			現年分(繰越分)	現年分(繰越分)	現年分(繰越分)	現年分(繰越分)	現年分(繰越分)	現年分(繰越分)	現年分(繰越分)	5.一般単独計	5-3.内緊急防災	5-5.内緊急自然災害	5-6.内緊急液涿	現年分(繰越分)	現年分(繰越分)	現年分(繰越分)
総務債	過疎対策事業(ソフト事業) ※内訳は別紙	7	96,500	1,200	97,700											97,700
	地域コミュニティ交流センター整備事業	7	5,100	900	6,000											6,000
	生活交通バス整備事業	7	11,000	△ 7,600	3,400											3,400
社会福祉債	高齢者生活福祉センター整備事業	7	85,400		85,400											85,400
児童福祉債	保育所等整備事業	7	7,000		7,000											7,000
衛生債	地域医療支援対策事業	7	10,700		10,700											10,700
	エコクリーンセンター整備事業	7	346,500		346,500											346,500
	不燃物処理場整備事業	7	15,900		15,900											15,900
農業債	農道整備事業	7	400		400											400
	農地耕作条件改善事業	4	500 (13,700)		500 (13,700)				500 (13,700)							
	給水施設整備事業	6	6,500		6,500									6,500		
	ライスセンター再編整備事業	7	(300,800)		(300,800)											(300,800)
林業債	災害関連緊急治山事業	5	18,800		18,800					18,800		18,800				
	林業専用道開設事業	6	32,000 (10,100)		32,000 (10,100)									32,000 (10,100)		
商工債	地場産業振興センター改修事業	7	61,400	5,900	67,300											67,300
	観光費	7	(2,800)		(2,800)											(2,800)
道路橋梁債	公共施設等適正管理推進事業	5														
	市道敬川試験場線側溝改良事業	7														
	市村地区側溝改良事業	5	8,000		8,000					8,000		8,000				
	橋梁長寿命化事業	6・7	23,000 (4,600)		23,000 (4,600)									6,100	16,900 (4,600)	
	通学路整備事業	7	224,800 (7,200)		224,800 (7,200)											224,800 (7,200)
	道路ストック総点検事業	1														
	落石対策事業	1	8,500	1,000	9,500	9,500										
	道路維持補修事業	5	(65,000) (21,500)		65,000 (21,500)					65,000		65,000				(21,500)
	市道敬川試験場線側溝改良事業	7	(4,000)		(4,000)											(4,000)
河川債	河川浚渫事業	5	10,000		10,000					10,000		10,000				
都市計画債	公園施設長寿命化事業	7	90,100 (1,200)	△ 10,800	79,300 (1,200)											79,300 (1,200)
	東高浜市街地整備事業	7	18,700		18,700											18,700
	有福温泉街なみ整備事業	6	10,200		10,200									10,200		
	石見海浜公園整備事業	7	3,500	△ 1,800	1,700											1,700
	防災集団移転促進事業	4	79,500 (97,800)		79,500 (97,800)				79,500 (97,800)							
	中央公園整備事業	7	7,300		7,300											7,300
	まち交公園整備事業	7	5,400	4,500	9,900											9,900

令和7年度 3月31日専決補正予算 市債の内訳

単位:千円

節名称	市債の内訳				予算額の内訳												
	説明名称	市債分類番号	補正前	補正額	補正後	1.公共事業等	3-1.災害復旧・単独	3-2.災害復旧・補助	4.一般補助施設整備等	5.一般単独(5-3~6は内書き)				6.辺地対策	7.過疎対策	8.水道事業債(一般会計出資債)	
			現年分(繰越分)	現年分(繰越分)	現年分(繰越分)	現年分(繰越分)	現年分(繰越分)	現年分(繰越分)	現年分(繰越分)	5.一般単独計	5-3.内緊急防災	5-5.内緊急自然災害	5-6.内緊急液涿	現年分(繰越分)	現年分(繰越分)	現年分(繰越分)	
	都市公園管理事業	7	(10,700)		(10,700)											(10,700)	
	都市下水道管理費		(69,000)		(69,000)								(69,000)		(69,000)		
消防債	防災施設整備事業	5	27,300		27,300								27,300	27,300			
	緊急自動車等更新事業	7	53,700		53,700												53,700
	消火栓整備事業	5	5,200		5,200								5,200	5,200			
	Jアラート整備事業	5	7,100		7,100								7,100	7,100			
上水道債	上水道事業	8	(43,100)		43,100												43,100
小学校債	大規模改修事業	7	157,700		157,700												157,700
	仮称西部統合小学校建設事業	7	287,300 (171,500)		287,300 (171,500)												287,300 (171,500)
中学校債	大規模改修事業	7	16,200		16,200												16,200
教育債	学校給食費	7	15,300		15,300												15,300
社会教育債	コミュニティセンター管理事業	7	2,600		2,600												2,600
	社会体育施設整備事業	7	7,700	△ 700	7,000												7,000
臨時財政対策債	臨時財政対策債	13															
農林水産施設災害復旧費	現年発生農業用施設災害復旧事業	3	1,900 (1,000)		1,900 (1,000)		1,900 (1,000)										
	現年発生林道災害復旧事業	3	6,500 (300)		6,500 (300)		6,500 (300)										
公共土木施設等災害復旧費	現年発生公共土木施設等災害復旧事業	3	42,800 (17,300)		42,800 (17,300)		40,100 (14,300)	2,700 (3,000)									
市債・現年分合計			1,926,100	△ 7,400	1,918,700	9,500	48,500	2,700	80,000	141,400	39,600	91,800	10,000	54,800	1,538,700	43,100	
市債・繰越分合計 ()書き			(733,500)		(733,500)		(15,300)	(3,300)	(111,500)	(69,000)		(69,000)		(10,100)	(524,300)		
市債・現年分 繰越分 合計			2,659,600	△ 7,400	2,652,200	9,500	63,800	6,000	191,500	210,400	39,600	160,800	10,000	64,900	2,063,000	43,100	

(別紙) 令和7年度 3月31日専決補正予算 過疎対策事業(ソフト事業)の内訳

(単位:千円)

款名称	目名称	充当事業名称	過疎債充当額
			3月専決補正後
総務費	賦課徴収費	賦課徴収費	5,000
民生費	老人福祉費	福祉タクシー利用料金助成事業	3,000
	障がい者福祉費	通院交通費助成事業	1,300
	子ども医療費	子ども医療費助成事業	13,900
衛生費	保健衛生総務費	地域医療支援対策事業	22,600
農林水産業費	農業振興費	地産地消支援事業	3,800
	水産業振興費	水産振興対策事業	1,000
商工費	商工振興費	商工団体振興事業	8,600
教育費	事務局費	江津市教育研究会助成事業	5,700
		指導主事配置事業	17,000
	学校管理費(小学校費)	学校支援員等配置事業(小学校)	8,200
	学校管理費(中学校費)	学校支援員等配置事業(中学校)	7,600
市債・現年分合計			97,700

江津市固定資産評価員の選任について

氏 名 春木 浩二 (はるき こうじ)

生年月日

【 略 歴 】

条 例 議 案 に つ い て

- 議案第38号 出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第39号 江津市営住宅管理条例の一部を改正する条例制定について

議案第38号			
条 例 名	出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	区分	一部改正
制定の理由	<p>出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律が令和8年6月14日に施行され、新たに個人番号カードの機能を持つカードが、「個人番号カード」「特定在留カード」「特定特別永住者証明書」の3種類となることに伴い、個人番号カードの規定に、特定在留カード及び特定特別永住者証明書を加えるよう、関係条例の改正を行う。</p>		
条例の内容	<p>○個人番号カードの規定に、特定在留カード及び特定特別永住者証明書を加える。</p> <p>① 江津市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3条第4項（電子情報処理組織による申請等）について、署名等を行う方法に特定在留カード等を加える。 ・第7条（添付書面等の省略）について、書面等を省略できる手段として特定在留カード等を加える。 <p>② 江津市印鑑登録及び証明に関する条例の一部改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第13条（印鑑登録証明書の交付申請）について、多機能端末を用いて印鑑登録証明書の交付を受けるときに必要なものとして、個人番号カードに特定在留カード等を加える。また、条文が改正により複雑化しないように各号に分けて記載する。 		
施行期日	公布の日		
関連例規等			
備 考			

第4条～第6条 〔略〕

(添付書面等の省略)

第7条 市の機関等は、申請等をする者に係る住民票の写しその他の規則で定める書面等であって当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、市の機関等が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カード_____の利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ規則で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付を要しないこととすることができる。

第4条～第6条 〔略〕

(添付書面等の省略)

第7条 市の機関等は、申請等をする者に係る住民票の写しその他の規則で定める書面等であって当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、市の機関等が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カード、特定在留カード又は特定特別永住者証明書の利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ規則で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付を要しないこととすることができる。

江津市印鑑登録及び証明に関する条例（昭和47年江津市条例第512号）新旧対照表

改正前（旧）	改正後（新）
<p>（印鑑登録証明書の交付申請）</p> <p>第13条 〔略〕</p> <p>2・3 〔略〕</p> <p>4 <u>前3項の規定にかかわらず、印鑑登録証明書の交付を受けようとする者は、自らの個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいい、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）又は移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備であって電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）を利用して、多機能端末機（地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を經由して、市長の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された通信端末機であって、利用者が必要な操作を行うことにより印鑑登録証明書を発行する機能を有するものをいう。）又は利用者操作用端末機（市長が設置する端末機であっ</u></p>	<p>（印鑑登録証明書の交付申請）</p> <p>第13条 〔略〕</p> <p>2・3 〔略〕</p> <p>4 <u>前3項の規定にかかわらず、印鑑登録証明書の交付を受けようとする者は、多機能端末機（地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を經由して、市長の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された通信端末機であって、利用者が必要な操作を行うことにより印鑑登録証明書を発行する機能を有するものをいう。）又は利用者操作用端末機（市長が設置する端末機であって、証明書の交付を申請する機能を有するものをいう。）に次の各号のいずれかに掲げるものを用いて、印鑑登録証明書の交付を市長に申請することができる。</u></p> <p>（1） <u>電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書を記録した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）、特定在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項に規定する</u></p>

て、証明書の交付を申請する機能を有するものをいう。)を介して
印鑑登録証明書の交付を市長に申請することができる。

特定在留カードをいう)又は特定特別永住者証明書(日本国との
平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関す
る特例法(平成3年法律第71号)第16条の2第1項に規定する特
定特別永住者証明書をいう)

(2) 移動端末設備(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第12
条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備で、電子署名等に
係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35
条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書を
記録したものに限る。)

議案第 39 号			
条 例 名	江津市営住宅管理条例の一部を改正する条例	区分	一部改正
制定の理由	市営住宅のうち災害特別団地について用途を廃止するもの。		
条例の内容	○ 別表第2を削り、別表番号のずれを修正する。		
施行期日	公布の日		
関連例規等			
備 考			

江津市営住宅管理条例（平成9年江津市条例第31号）新旧対照表

改正前（旧）	改正後（新）												
<p>（施設の設置）</p> <p>第3条 市営住宅を別表第1、<u>別表第2及び別表第3</u>のとおり設置する。</p> <p>（入居者の公募の方法）</p> <p>第4条 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p><u>3 第1項の規定にかかわらず、別表第2に定める市営住宅については、公募を行わない。</u></p> <p>第5条～第13条 〔略〕</p> <p>（家賃の決定）</p> <p>第14条 〔略〕</p> <p>2・3 〔略〕</p> <p>4 前3項の規定にかかわらず、<u>別表第3</u>に定める市営住宅の毎月の家賃は、次のとおりとする。</p>	<p>（施設の設置）</p> <p>第3条 市営住宅を別表第1 <u>及び別表第2</u> のとおり設置する。</p> <p>（入居者の公募の方法）</p> <p>第4条 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>〔削る〕</p> <p>第5条～第13条 〔略〕</p> <p>（家賃の決定）</p> <p>第14条 〔略〕</p> <p>2・3 〔略〕</p> <p>4 前3項の規定にかかわらず、<u>別表第2</u>に定める市営住宅の毎月の家賃は、次のとおりとする。</p>												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>団地名</th> <th>家賃月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>江尾1号棟団地</td> <td>20,000円</td> </tr> <tr> <td>江尾2号棟団地</td> <td>6,000円</td> </tr> </tbody> </table>	団地名	家賃月額	江尾1号棟団地	20,000円	江尾2号棟団地	6,000円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>団地名</th> <th>家賃月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>江尾1号棟団地</td> <td>20,000円</td> </tr> <tr> <td>江尾2号棟団地</td> <td>6,000円</td> </tr> </tbody> </table>	団地名	家賃月額	江尾1号棟団地	20,000円	江尾2号棟団地	6,000円
団地名	家賃月額												
江尾1号棟団地	20,000円												
江尾2号棟団地	6,000円												
団地名	家賃月額												
江尾1号棟団地	20,000円												
江尾2号棟団地	6,000円												

第15条～第54条 [略]

第55条 市長は、法第47条第1項の規定により、市営住宅及び共同施設（別表第3に定める住宅を除く。次項において同じ。）の管理の全部又は一部を島根県住宅供給公社（以下「管理代行者」という。）に行わせることができる。

2 [略]

（指定管理者による管理）

第55条の2 別表第3に定める住宅及び共同施設の管理は、指定管理者（地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）にこれを行わせることができる。

第55条の3～第59条 [略]

別表第1 [略]

別表第2（第3条関係）

団地名	建設年度	戸数	所在地
今田災害特別団地	昭和58年度	1	桜江町今田428番地16
三田地災害特別団地	昭和58年度	1	桜江町川戸749番地

別表第3（第3条関係）

第15条～第54条 [略]

第55条 市長は、法第47条第1項の規定により、市営住宅及び共同施設（別表第2に定める住宅を除く。次項において同じ。）の管理の全部又は一部を島根県住宅供給公社（以下「管理代行者」という。）に行わせることができる。

2 [略]

（指定管理者による管理）

第55条の2 別表第2に定める住宅及び共同施設の管理は、指定管理者（地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）にこれを行わせることができる。

第55条の3～第59条 [略]

別表第1 [略]

[削る]

別表第2（第3条関係）

団地名	建設年度	戸数	所在地
江尾 1 号棟団地	昭和58年度	4	桜江町江尾404番地 3
江尾 2 号棟団地	昭和62年度	4	桜江町江尾404番地 6

団地名	建設年度	戸数	所在地
江尾 1 号棟団地	昭和58年度	4	桜江町江尾404番地 3
江尾 2 号棟団地	昭和62年度	4	桜江町江尾404番地 6

特定事業契約の締結について（仮契約）

1. 事業名	江津市公共施設一括 LED 化事業
2. 契約の方法	随意契約（公募型プロポーザル）
3. 契約金額	346,000,000円 （うち消費税及び地方消費税の額 27,876,091円）
4. 仮契約締結日	令和8年5月21日
5. 契約の相手方	住所：江津市江津町220番地 名称：合同会社 江津エネルギーマネジメント 代表者名：高澤 康之
6. 事業内容	市内18施設の照明をLED化する事業 （設備の設計、工事、維持管理及び運営）
7. 事業期間	契約を成立させる意思表示を通知した日の翌日から令和20年3月31日まで

令和 8 年 度

6 月補正予算

予算のあらまし
及び事業概要



令和8年度 江津市補正予算総括表

6月補正予算

単位:千円

会 計 別	補正前の額	補正額	補正後計	令和7年度 同期補正後 予算額	比較増減	増減率 (%)
一 般 会 計	19,845,000	33,481	19,878,481	19,092,413	786,068	4.1
特 別 会 計	国民健康保険事業	2,976,636	2,976,636	3,009,141	△ 32,505	△ 1.1
	国民健康保険診療所事業	1,544	1,544	1,547	△ 3	△ 0.2
	後期高齢者医療事業	932,202	932,202	866,523	65,679	7.6
	小 計	3,910,382	0	3,910,382	3,877,211	33,171
合 計	23,755,382	33,481	23,788,863	22,969,624	819,239	3.6

令和8年度 一般会計補正予算(第1号)総括表

6月補正予算

歳 入

単位:千円

款	補正前の額	補正額	補正後計	備 考
1. 市 税	2,827,500		2,827,500	
2. 地方譲与税	167,000		167,000	
3. 利子割交付金	2,000		2,000	
4. 配当割交付金	10,000		10,000	
5. 株式等譲渡所得割交付金	10,000		10,000	
6. 法人事業税交付金	45,000		45,000	
7. 地方消費税交付金	530,000		530,000	
8. 環境性能割交付金	9,000		9,000	
9. 地方特例交付金	10,100		10,100	
10. 地方交付税	6,600,000		6,600,000	
11. 交通安全対策特別交付金	2,000		2,000	
12. 分担金及び負担金	90,599		90,599	
13. 使用料及び手数料	213,698		213,698	
14. 国庫支出金	2,636,717	12,812	2,649,529	
15. 県支出金	1,254,111		1,254,111	
16. 財産収入	46,016		46,016	
17. 寄 付 金	613,000		613,000	
18. 繰 入 金	1,464,263	20,669	1,484,932	
19. 繰 越 金	10,000		10,000	
20. 諸 収 入	470,396		470,396	
21. 市 債	2,833,600		2,833,600	
歳 入 合 計	19,845,000	33,481	19,878,481	

歳 出

単位:千円

款	補正前の額	補正額	補正後計	備 考
1. 議 会 費	143,589		143,589	
2. 総 務 費	3,328,687	15,000	3,343,687	
3. 民 生 費	5,856,191	18,481	5,874,672	
4. 衛 生 費	1,352,367		1,352,367	
5. 労 働 費	43,892		43,892	
6. 農林水産業費	706,660		706,660	
7. 商 工 費	273,481		273,481	
8. 土 木 費	1,836,861		1,836,861	
9. 消 防 費	750,888		750,888	
10. 教 育 費	3,446,088		3,446,088	
11. 災害復旧費	300		300	
12. 公 債 費	2,095,996		2,095,996	
13. 予 備 費	10,000		10,000	
歳 出 合 計	19,845,000	33,481	19,878,481	

令和8年度 6月補正予算 歳入の概要

単位:千円

款	補正前	補正額	補正後	歳入の主なもの			
14 国庫支出金	2,636,717	12,812	2,649,529	最高裁判決等を踏まえた追加支給分国庫負担金	9,796	最高裁判決等を踏まえた保護費等の追加給付事務体制整備等補助金	1,867
				障害者総合支援事業費補助金	1,149		
18 繰入金	1,464,263	20,669	1,484,932	財政調整基金繰入金	20,669		
合 計		33,481					

令和8年度 6月補正予算 歳出の概要 (事業別)

単位:千円

目	補正前	補正額	補正後	補正額の財源内訳				
				国庫支出金	県支出金	市債	その他	一般財源
事業名	事業概要							
総務費								
財産管理費	50,807	15,000	65,807					15,000
普通財産管理費	市有財産アスベスト調査委託料(検体追加分 200件) 5,000千円、 モニタリング調査委託料(40件) 10,000千円							
民生費								
障がい者福祉費	18,102	3,001	21,103	1,149				1,852
障がい者福祉費	障害者自立支援システム保守料 702千円、 障害者自立支援給付審査支払システム改修業務委託料 2,299千円							
児童福祉総務費	1,046	550	1,596					550
児童福祉総務費	協賛金(「キッズ フェス イン ごうつ」)							
生活保護総務費		14,930	14,930	11,663				3,267
生活保護費等追加支給事業	扶助費(保護費等追加支給) 13,062千円、事務費等 1,868千円							

江津市国民健康保険の令和8年度保険料率について

◆保険料率算定参考資料

		医療分	後期分	介護分	子ども分	合計	
費用	令和8年度 国民健康保険事業納付金	421,587 千円	111,276 千円	33,047 千円	10,983 千円	576,893 千円	
	保険給付費	出産育児一時金	6,000 千円	千円	千円	千円	6,000 千円
		葬祭費	1,800 千円	千円	千円	千円	1,800 千円
		傷病手当金	0 千円	千円	千円	千円	0 千円
	保健事業費	保健事業費	19,070 千円	千円	千円	千円	19,070 千円
		特定健康診査等事業費	22,669 千円	千円	千円	千円	22,669 千円
	繰出金	直営施設勘定(診療所)繰出金	731 千円	千円	千円	千円	731 千円
予備費	予備費	10,000 千円	千円	千円	千円	10,000 千円	
計 ①		481,857 千円	111,276 千円	33,047 千円	10,983 千円	637,163 千円	
財源 (現年分 保険料 以外)	保険料	過年度分保険料	3,488 千円	982 千円	478 千円	0 千円	4,948 千円
		県補助金	特別交付金(特定健診分)	11,962 千円	千円	千円	千円
	特別交付金(診療所繰出金分)		731 千円	千円	千円	千円	731 千円
	特別交付金(保険者努力支援分)		4,952 千円	千円	千円	千円	4,952 千円
	特別交付金(県繰入金分)		13,895 千円	千円	千円	千円	13,895 千円
	特別交付金(国特別調整交付金分)		39,631 千円	千円	千円	千円	39,631 千円
	特別交付金(傷病手当金分)		0 千円	千円	千円	千円	0 千円
	一般会計 繰入金	基盤安定費(保険者支援分)	29,665 千円	8,520 千円	2,707 千円	1,088 千円	41,980 千円
		未就学児均等割分	376 千円	千円	千円	千円	376 千円
		保健事業事務費分	361 千円	千円	千円	千円	361 千円
		出産育児一時金分	4,000 千円	千円	千円	千円	4,000 千円
		保険財政安定化支援分	7,773 千円	30,090 千円	2,944 千円	1,302 千円	42,109 千円
		産前産後保険料分	114 千円	千円	千円	千円	114 千円
	その他	その他繰入金	18,059 千円	千円	千円	千円	18,059 千円
		財政調整基金繰入金	19,314 千円	5,235 千円	1,555 千円	517 千円	26,621 千円
		繰越金等	430 千円	千円	千円	千円	430 千円
	計 ②		154,751 千円	44,827 千円	7,684 千円	2,907 千円	210,169 千円
現年分保険料必要額 ③ (①-②)		327,106 千円	66,449 千円	25,363 千円	8,076 千円	426,994 千円	
現年分保険料 (軽減分繰入を含む)	令和8年度料率による保険料	252,778 千円	74,141 千円	24,142 千円	9,120 千円	360,181 千円	
	基盤安定費(軽減分)	47,694 千円	12,731 千円	4,384 千円	2,004 千円	66,813 千円	
	計 ④	300,472 千円	86,872 千円	28,526 千円	11,124 千円	426,994 千円	
令和8年度料率	所得割	9.2 %	2.8 %	2.7 %	0.3 %	15.0 %	
	均等割	27,200 円	7,300 円	9,500 円	1,150 円	45,150 円	
	均等割(18歳以上の被保険者)	-	-	-	30 円	30 円	
	平等割	17,800 円	4,700 円	4,600 円	700 円	27,800 円	
【参考】							
令和7年度料率	所得割	9.2 %	2.8 %	2.7 %	0.0 %	14.7 %	
	均等割	27,200 円	7,300 円	9,500 円	0 円	44,000 円	
	平等割	17,800 円	4,700 円	4,600 円	0 円	27,100 円	
標準保険料率	所得割	7.89 %	2.81 %	2.53 %	0.28 %	13.51 %	
	均等割	34,690 円	12,266 円	12,747 円	1,251 円	60,954 円	
	均等割(18歳以上の被保険者)	-	-	-	30 円	30 円	
	平等割	21,876 円	7,735 円	6,291 円	770 円	36,672 円	

◆被保険者等の状況

		令和8年度 (料率試算時)	令和7年度 (料率試算時)	比較	
世帯数		2,769 世帯	2,813 世帯	▲ 44 世帯	
被保険者数		3,677 人	3,780 人	▲ 103 人	
軽減の状況	医療分・ 後期分・ 子ども分	7割軽減	929 世帯	933 世帯	▲ 4 世帯
			1,075 人	1,096 人	▲ 21 人
		5割軽減	442 世帯	516 世帯	▲ 74 世帯
			637 人	735 人	▲ 98 人
		2割軽減	336 世帯	332 世帯	4 世帯
			512 人	527 人	▲ 15 人
	計	1,707 世帯	1,781 世帯	▲ 74 世帯	
		2,224 人	2,358 人	▲ 134 人	
	介護分	7割軽減	304 世帯	310 世帯	▲ 6 世帯
			324 人	327 人	▲ 3 人
		5割軽減	128 世帯	130 世帯	▲ 2 世帯
			153 人	148 人	5 人
		2割軽減	74 世帯	78 世帯	▲ 4 世帯
			85 人	89 人	▲ 4 人
計	506 世帯	518 世帯	▲ 12 世帯		
	562 人	564 人	▲ 2 人		
限度額超過 の状況	医療分	21 世帯	21 世帯	0 世帯	
	後期分	10 世帯	9 世帯	1 世帯	
	介護分	16 世帯	13 世帯	3 世帯	
	子ども分	9 世帯	0 世帯	9 世帯	

◆医療費の状況（国保連速報値）

	令和7年度	令和6年度	比較
平均被保険者数	3,686 人	3,861 人	▲ 175 人
費用額(3月～2月)	2,404,046 千円	2,457,574 千円	▲ 53,528 千円
1人当たり費用額	652,268 円	638,224 円	14,044 円

◆国民健康保険財政調整基金の状況

令和6年度末残高	201,521 千円
令和7年度末残高(見込)	196,711 千円
令和8年度末残高(見込)	171,090 千円

※令和7年度に、運用収入120千円 の積立てと県納付金財源4,930千円 の取崩しを予定

※令和8年度に、運用収入1,000千円 の積立てと県納付金財源26,621千円 の取崩しを予定

令和8年度 国民健康保険事業特別会計 本算定見込

【歳入】

(単位:千円)

区 分			令和8年度 本算定見込	令和8年度 当初予算	比較
保険料	現年分	医療給付費分	252,778	258,377	▲ 5,599
		高齢者支援金分	74,141	75,000	▲ 859
		介護納付金分	24,142	27,500	▲ 3,358
		子ども子育て支援金分	9,120	9,120	0
	滞納繰越分	医療給付費分	3,488	3,488	0
		高齢者支援金分	982	982	0
		介護納付金分	478	478	0
		子ども子育て支援金分	0	0	0
合 計			365,129	374,945	▲ 9,816
使用料及び手数料			157	157	0
国庫支出金			0	0	0
県支出金	県補助金	県普通交付金	2,252,472	2,252,472	0
		県特別交付金	73,759	73,759	0
	合 計			2,326,231	2,326,231
基金運用収入			1,000	1,000	0
一般会計繰入金	基盤安定	軽減分	66,813	72,482	▲ 5,669
		保険者支援	41,980	42,776	▲ 796
	未就学児均等割		376	376	0
	職員給与等		91,703	91,703	0
	出産育児一時金等		4,000	4,000	0
	財政安定化支援		42,109	42,109	0
	産前産後保険料繰入金		114	114	0
	その他の繰入金		18,059	18,059	0
合 計			265,154	271,619	▲ 6,465
財政調整基金繰入金			26,621	0	26,621
前年度繰越金			2,175	1,000	1,175
その他の収入			8,734	1,684	7,050
歳入合計			2,995,201	2,976,636	18,565

【試算にあたって見直しを行った科目】

※網掛け部分

- 保険料 再計算
- 一般会計繰入 基盤安定 再計算
- 財政調整基金繰入金 財源不足額に充てるもの
- 前年度繰越金 R7決算見込みによる
- その他の収入 R7普通交付金精算分収入

【歳出】

(単位:千円)

区 分		令和8年度 本算定見込	令和8年度 当初予算	比較	
総務費	一般管理費(人件費)	41,970	41,970	0	
	一般管理費	46,189	46,189	0	
	連合会負担金	1,593	1,593	0	
	賦課徴収費	3,367	3,367	0	
	滞納処分費	518	518	0	
	運営協議会費	285	285	0	
	趣旨普及費	594	594	0	
合 計		94,516	94,516	0	
保険給付費	療養諸費	療養給付費	1,900,000	1,900,000	0
		療養費	6,000	6,000	0
		審査支払手数料	5,971	5,971	0
	小 計		1,911,971	1,911,971	0
	高額療養費	340,000	340,000	0	
	高額介護合算	500	500	0	
	出産育児諸費	6,000	6,000	0	
	葬祭諸費	1,800	1,800	0	
	傷病手当金	0	0	0	
	移送費	1	1	0	
合 計		2,260,272	2,260,272	0	
国民健康保険事業 納付金	一般被保険者医療給付分	421,587	412,270	9,317	
	一般被保険者後期高齢者支援金分	111,276	108,795	2,481	
	介護納付金分	33,047	34,299	▲ 1,252	
	子ども子育て支援金分	10,983	10,014	969	
合 計		576,893	565,378	11,515	
共同事業拠出金(その他事務費)		0	0	0	
保健衛生普及費		19,070	19,070	0	
特定健康診査等		22,669	22,669	0	
財政調整基金積立金		1,000	1,000	0	
諸支出金	保険料還付金	3,000	3,000	0	
	償還金	7,050	0	7,050	
	診療所繰出金	731	731	0	
予備費		10,000	10,000	0	
歳出合計		2,995,201	2,976,636	18,565	

【試算にあたって見直しを行った科目】

※網掛け部分

○納付金

島根県納付金の額確定

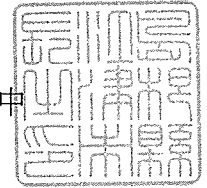
○償還金

県普通交付金返還金(R7診療分の精算)

江保第 228 号
令和 8 年 5 月 20 日

江津市国民健康保険運営協議会
会長 谷口 晃 様

江津市長 中 村 中



令和 8 年度江津市国民健康保険料率について（諮問）

安定して国民健康保険を運営するため、保険料率について、下記のとおり諮問いたします。

記


○令和 8 年度江津市国民健康保険料率について

令和 8 年度国民健康保険事業費納付金を確実に納付し、効果的な保健事業を実施するため、令和 8 年度の保険料率は次のようにしたい。

医療給付費分	所得割	基準総所得金額の	9.2%
	均等割	被保険者 1 人につき	27,200 円
	平等割	1 世帯につき	17,800 円
後期高齢者支援金分	所得割	基準総所得金額の	2.8%
	均等割	被保険者 1 人につき	7,300 円
	平等割	1 世帯につき	4,700 円
介護納付金分	所得割	基準総所得金額の	2.7%
	均等割	被保険者 1 人につき	9,500 円
	平等割	1 世帯につき	4,600 円
子ども子育て支援金分	所得割	基準総所得金額の	0.3%
	均等割	被保険者 1 人につき	1,150 円
	均等割	18 歳以上の被保険者	30 円
	平等割	1 世帯につき	700 円

江国運協第1号
令和8年5月20日

江津市長 中村 中 様

江津市国民健康保険運営協議会
会長 谷口 晃


令和8年度江津市国民健康保険料率について（答申）

令和8年5月20日付け江保第228号で諮問のあったことについて、令和8年5月20日開催の運営協議会において審議した結果、諮問の内容について異議ない旨決定しましたので答申いたします。

なお、国民健康保険の健全運営を図るため、引き続き保険料収納率の向上対策と医療費の抑制対策に努められますよう申し添えます。